

仲介人に関する規則修正 (案)

追加 : \_\_\_\_\_ 修正 : \_\_\_\_\_ 削除 : \_\_\_\_\_

現行	変更案	備考
<p><b>第9条 【仲介人に対する支払い】</b></p> <p>1. <u>仲介人に支払われるべき報酬は、金銭による支払いのみとし、その額は、当該仲介人が締結に関与した選手契約の基本報酬額に基づいて計算するものとする。</u></p> <p>2. 仲介人を利用するクラブは、当該取引の成立に先立って仲介人と合意した報酬を一括払いの方法により支払うものとする。なお、別段の合意がある場合には、分割払いの方法も許されるものとする。</p> <p>3. 本協会は、仲介人に支払うべき報酬に関する推奨事項として以下を定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>第9条 【仲介人に対する支払い】</b></p> <p>1. <u>仲介人に支払われるべき報酬は、金銭による支払いのみとする。</u></p> <p>2. <u>仲介人を利用する選手は、当該仲介人が締結に関与した選手契約の基本報酬額に基づいて計算した報酬を支払うものとする。</u></p> <p>3. 仲介人を利用するクラブは、当該取引の成立に先立って仲介人と合意した報酬を一括払いの方法により支払うものとする。なお、別段の合意がある場合には、分割払いの方法も許されるものとする。</p> <p>4. 本協会は、仲介人に支払うべき報酬に関する推奨事項として以下を定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1項の後段の対象が選手であることを明記し、分かりやすい表現とする。</p>